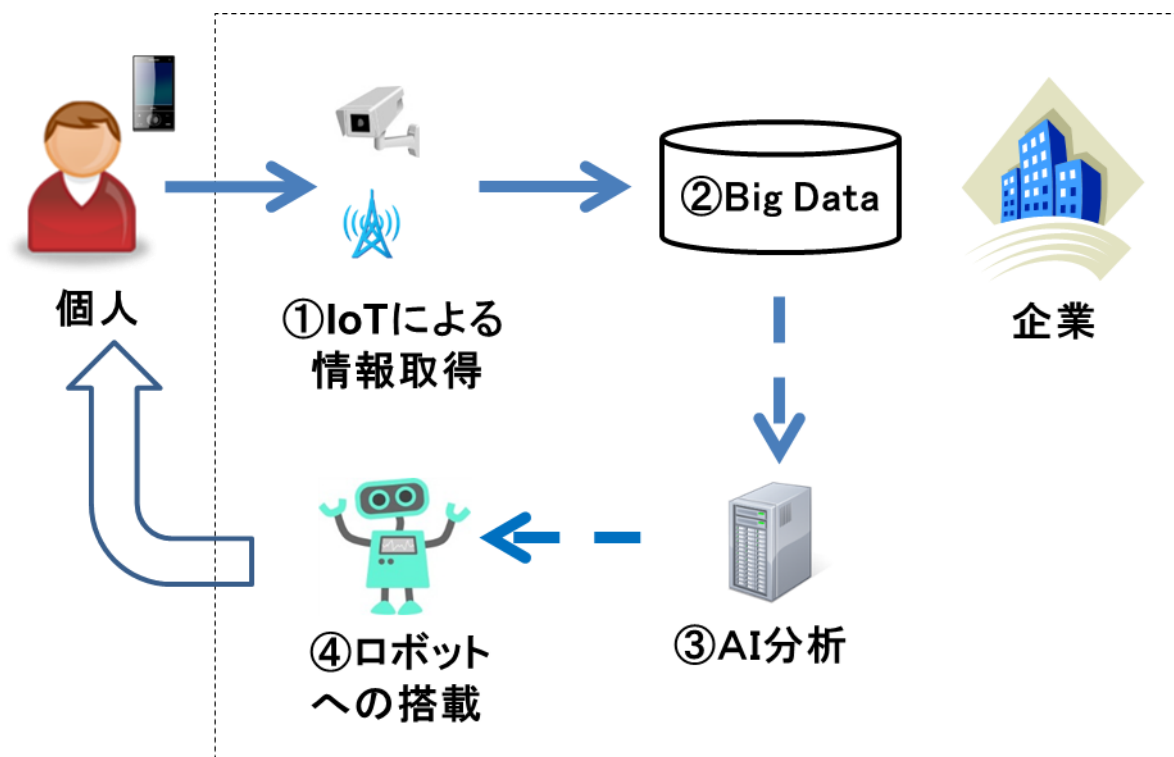


IoTにおける個人関連情報の位置づけなど、 事例研究

2021年2月25日

光和総合法律事務所
弁護士 渡邊 涼介

IoT・ビッグデータ・AI相互の関係(イメージ)



- ① IoTの環境で、複数のセンサーからの情報を総合し、より確からしい結果を得る。
- ② ①により得られた膨大なデータは、ビッグデータと呼ばれる。
- ③ ディープラーニングを始めとする人工知能技術（AI）を利用し、データからどのように状況を理解し、適切な制御につなげるかを検討する。

IoTの特徴と、データの個人情報保護法上の取扱い

★発生による分類

①自発的生成データ (Volunteered data)

個人が生成し、明示的に共有されるデータをいう。

例：ユーザ登録、SNSの書き込み

②観測データ (Observed data)

個人の行動を観測することで作成されたデータをいう。

例：防犯カメラ画像、購買履歴

③推定データ (Inferred data)

自発的生成データ及び観測データから、推定・プロファイリングされたデータをいう。

例：SNSのユーザプロファイリング

★個人情報保護法上の取扱い

I o Tで収集された情報が、顔画像をデータ処理したものなどそれ自体で個人識別符号に該当する場合や、他の個人情報に紐づく場合、個人情報となり、個人情報保護法の対象となる。

個人に関する情報であった場合、対象が識別・特定されなくとも、プライバシー情報（パーソナルデータ）となる。個人関連情報が第三者に提供される場面で、第三者が個人データとして取得することが想定されるときは、個人関連情報の第三者提供の制限（法26条の2）が適用される。

IoT関連の情報を取り扱う場合における注意点

ア 情報取得の場面

スマート家電、機器・デバイスなど、身の回りのセンサーによる情報取得のため、以下の事態が生じる。

(ア) 利用目的や利用主体などの明示が困難

ディスプレイなどのインターフェースがなく、個人本人への説明や同意取得が困難である。

(イ) 本人が情報取得されていることの認識が困難

データを収集している事実を本人が十分に認識していない、できない場合が発生する。

イ 利用の場面

PCやスマートフォンに加え、家電、自動車、健康機器等から個人の行動履歴データが集約でき、詳細な生活パターン、趣味嗜好、行動範囲といったプライバシー性の高いデータが蓄積され、高い精度でプロファイリングされる可能性がある。

現実世界における空間的位置と時刻が名寄せの起点となりやすく、複数の情報の突合による照合が容易である。

ウ 第三者提供の場面

インターフェースがなく、情報取得時における第三者提供の同意取得が困難である。

エ 本人に対する対応の場面

データを取得されていることを認識できないこと、プロファイリングによる情報生成がなされることで、取得されたデータに対し、本人がアクセス、訂正することが困難な事態が発生する。

オ 多数の利害関係人の存在

次シート

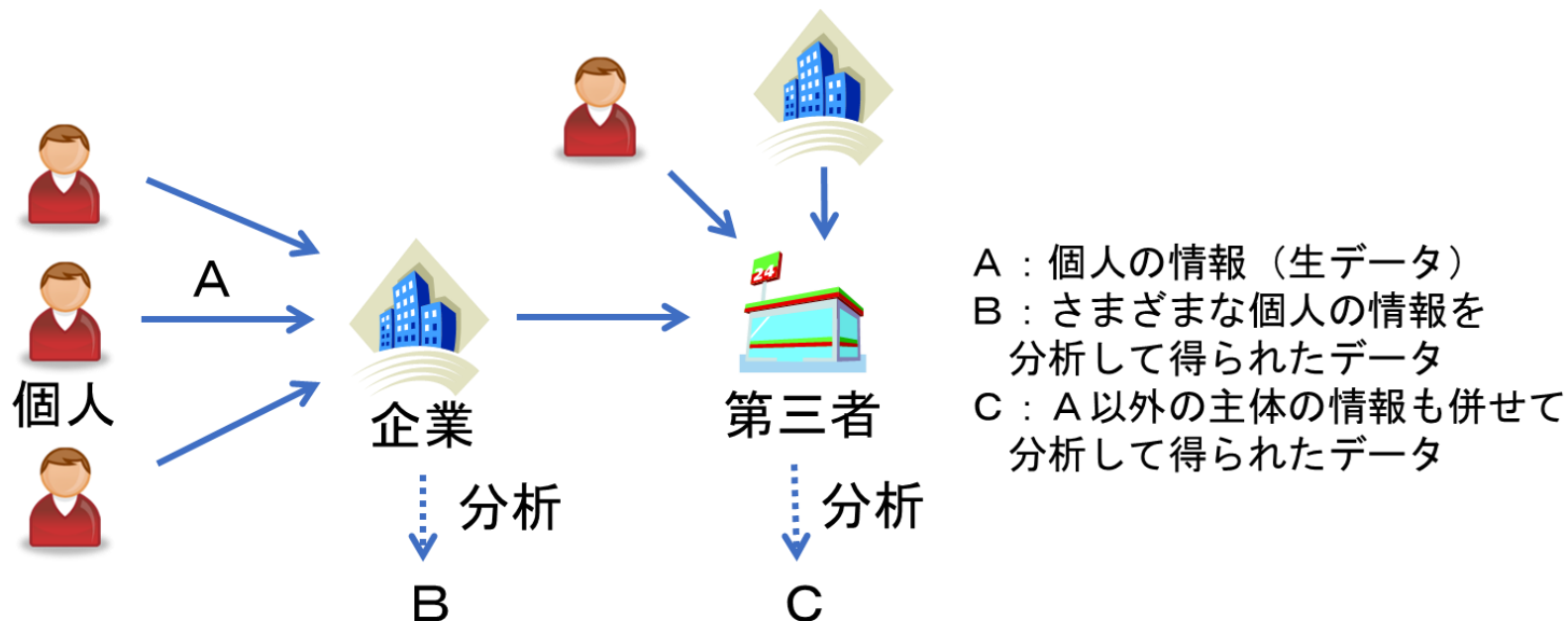
今後の課題1

★多数の利害関係人の存在

IOTによるデータの取扱いは、本人とそのデータの利用者の二者にとどまらず、データの対象者、所有者、分析者、分析結果の利用者、機器の設置者等の多くのステークホルダーが存在し、権利関係の調整が必要となる。

根本的問題：そもそも、個人の言動から発生するデータの利用権は誰にあるか？個人か、取得した企業か、提供された企業か、分析した者か？

⇒ 統一的理解はない。個別具体的事案によると考えられる。実務上は、データの取扱いに関する取り決め（個人・企業間、企業・第三者間）で明確化することが必要。



今後の課題2

★日本における法規制がGAFAの規約に及ぼす影響力

IoTに関する情報の多くは、スマートフォンなどの情報端末を利用して、取得されている。

情報の取扱いについては、GAFAの規約（例 アプリケーションではGoogle、Appleの規約、音声ではAmazon、Googleの規約）が、世界標準となっている。

GAFAの規約は、グローバルに利用されるサービス・システムに合わせる必要があり、GDPR（違反に対する高額の執行事例あり）やCCPAなど、特定の法制度の遵守を特に意識している印象。

取り扱うデータ量からすると、GAFAの規約が国際的ルールとなっている。

どうすれば、日本における法規制の存在感を高められるか？

⇒プライバシー保護以外に、競争法分野などにも当てはまる課題。

執行力の強化？

個人関連情報の第三者提供の制限等

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第26条の2

1 個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等（個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。）を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を事業の用に供している者であって、第二条第五項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十三条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 （略）

2 項以下（略）

個人関連情報の第三者提供規制の趣旨

個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止すること

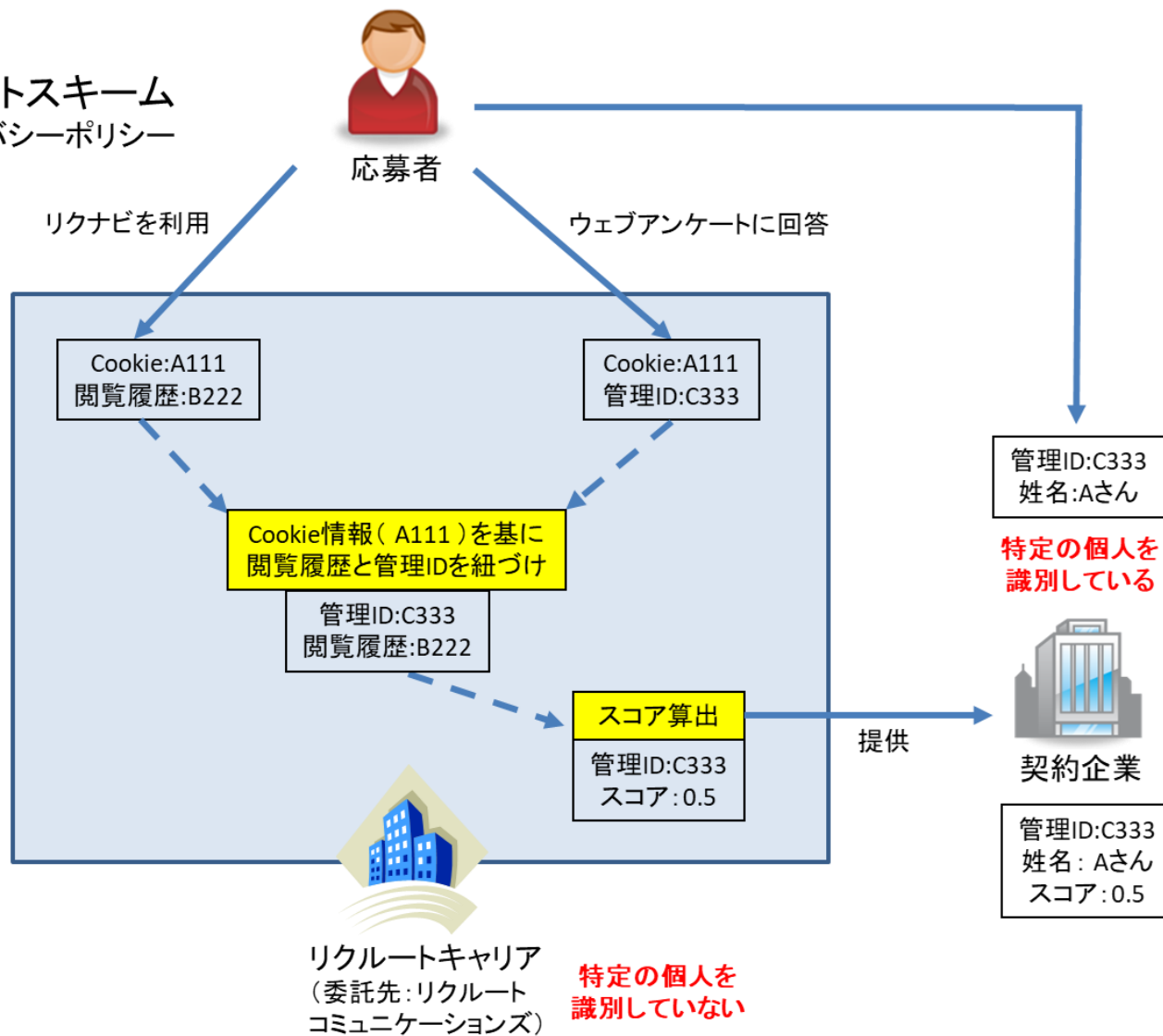
イメージ

リクナビ事案

2019年2月：アンケートスキーム

(2019年3月以降のプライバシーポリシースキームとは異なる)

リクルートキャリア
ホームページ掲載資料を
参考にして作成



個人関連情報に関する整理



情報取得



データ提供



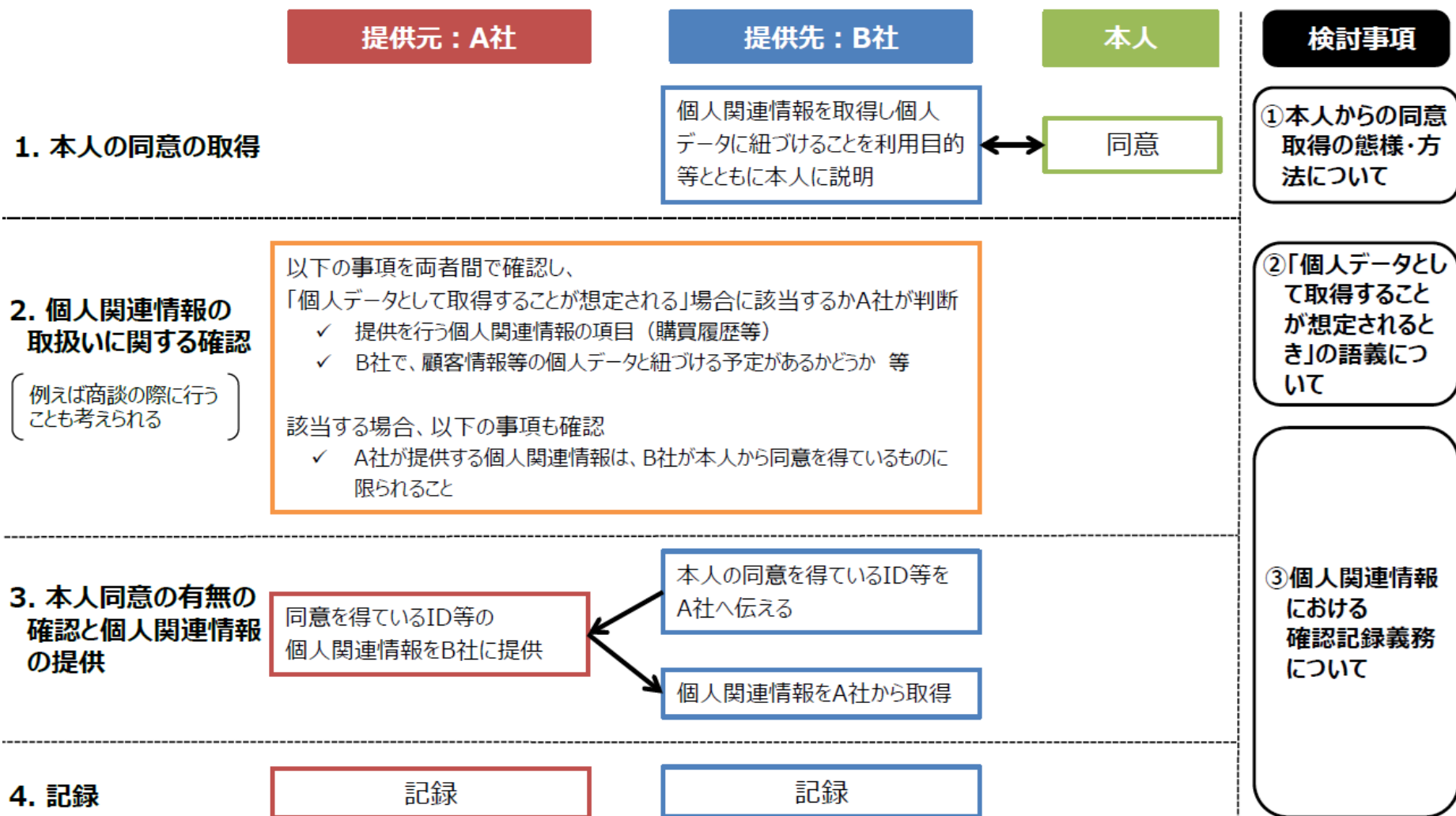
提供先基準

	データが提供先において 個人データに該当する	データが提供先において個人デ ータに該当しない
提供元 基準	第三者提供制限（法23 条）が適用される ⇒原則として本人同意が 必要	第三者提供制限（法23条）が適 用される ⇒原則として本人同意が必要
	提供先において個人デー タとなる情報の取扱い （法26条の2）の適用可 能性あり ⇒確認義務が生じる	（個人情報保護法の適用なし ただし、プライバシー保護の観 点からの対応は必要となる）

なお、将来的に個人情報の範囲が個人に関する情報とされた場合、全体が第三者提供に関する規律の対象となる。

一般的なフロー（イメージ）

（参考）一般的なフロー（イメージ）



出典：個人情報保護委員会資料

実務上必要となる対応

現段階では、企業内における個人関連情報の第三者提供に関する調査をしておく必要がある。

提供元として

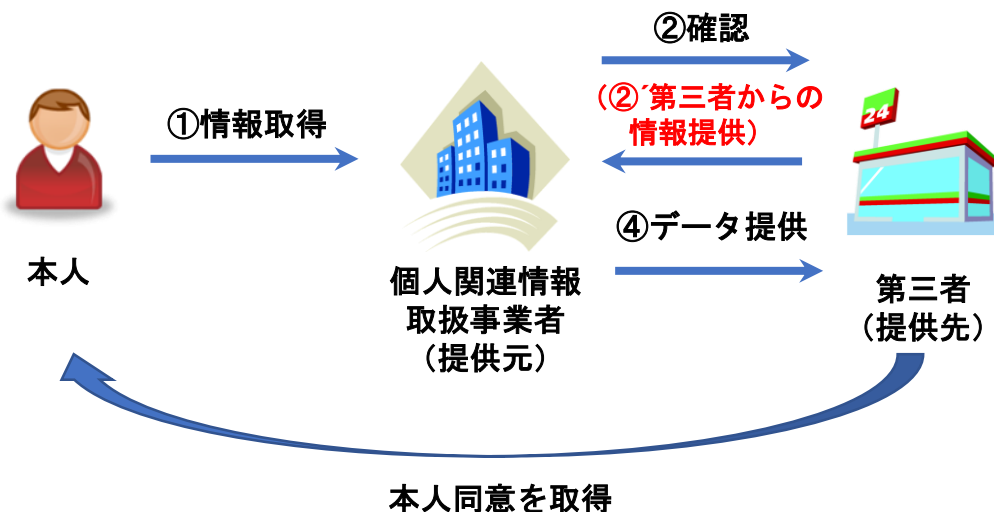
- ①個人関連情報を第三者に提供しているか。
- ②提供している場合、第三者提供先はどこか（国内か、海外か）。
- ③提供している場合、どのような態様によるか。
- ④提供先が個人データとして取得することが想定されるか。

提供先として

- ①第三者から個人関連情報の提供を受けているか。
- ②個人関連情報を個人データと紐づけているか。
- ③本人から同意を取得しているか。

※本人の同意を得るための方策については、個人情報保護委員会によるガイドライン・QA発表後が現実的。

個人関連情報に関する疑問点1



疑問点

★本人同意を取得：第三者（提供先）は、対象となるサービスについて、本人と直接接する機会がないことが通常と考えられる。

⇒提供先が本人から、有効な同意を取得することは可能か？

★②'における、提供先から提供元に「本人の同意を得ているID等をA社に伝える」ことは、提供先における個人データを提供元に提供することになり、形式的には、提供先から提供元への第三者提供に該当する。

⇒「1 本人の同意の取得」の際に、第三者提供に関する本人同意も取得するのか？

個人関連情報に関する疑問点2

改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等） 令和2年11月4日（個人情報保護委員会ホームページ掲載）

▶ 本人関与の機会を実質的に確保するということからすれば、本人に対して必要な情報提供を行い、本人がそれをよく理解した上で、明示の同意を得ることを原則とすべきではないか。

明示の同意の取得例

ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法。

(ウェブサイトのイメージ)

当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。

上記の取扱いに同意する

明示の同意の取得とは認められない例

プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえない。

個人関連情報の第三者提供を拒否する場合には、以下のボタンをクリックしてください。

拒否する

疑問点

★上記だと、提供先は分かるが、提供元がどこか（どの事業者・サイトから提供されるのか）は不明。

⇒利用者が、提供元のサービスを利用しないという選択をすることは困難ではないか。

個人関連情報に関する疑問点3



疑問点

★提供元で情報取得する方法のほうが、本人関与の機会を実質的に確保するという視点から、有益ではないか。この場合、利用者（本人）は、提供元のサービスを利用しないという選択も可能。

⇒提供先で取得する方法の他に、提供元で同意取得する場合も追加されるべき。

★提供元が本人から第三者提供の同意（法23条1項）（対象は、パーソナルデータなど、個人情報に限定されていない）を取得している場合については、既に本人関与の機会が実質的に確保されているのではないか。

⇒提供元で、個人データの第三者提供の場合と同様の方法で個人関連情報の提供に関する本人同意（提供先で個人データとなることの記載は必ずしもない）を取得している場合、個人関連情報の提供は、個人データの第三者提供の場合に比べ、本人の権利利益の侵害の程度は小さいことから、提供先で個人データとなることに関する同意は不要ではないか。

	データが提供先において個人データに該当する	データが提供先において個人データに該当しない
データが提供元において個人データに該当する	第三者提供制限（法23条）が適用される ⇒原則として本人同意が必要	第三者提供制限（法23条）が適用される ⇒原則として本人同意が必要
データが提供元において個人データに該当しない	提供先において個人データとなる情報の取扱い（法26条の2）の適用可能性あり ⇒確認義務が生じる	（個人情報保護法の適用なしただし、プライバシー保護の観点からの対応は必要となる）

個人関連情報に関する疑問点(参考)

改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（越境移転に係る情報提供の充実等） 令和2年11月4日 （個人情報保護委員会ホームページ）

イ 「個人データとして取得」の語義

- 本条における「個人データとして取得」の典型例として、個人関連情報を直接個人データに付加する場合が挙げられる。一方、直接個人データに紐付けて活用しないものの、別途、提供先が保有する個人データとの容易照合性が排除できない場合まで規律を適用するか、検討する必要がある。
- 改正法の趣旨は、個人関連情報の提供先である第三者により、本人を識別した上で情報を利用されることによる個人の権利利益の侵害を防止することにある。容易照合性によって個人データになる場合は、提供先が積極的に照合行為を行わない限り本人を識別できないことから、適用対象とする必要はないのではないか。

▶ そこで、本条における「個人データとして取得」は、提供先において、個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして積極的に利用しようとする場合に限られるとしてはどうか。

- なお、提供先事業者が、個人データとして積極的に利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合、「不正取得」に該当し得る。

個人関連情報に関する疑問点4



疑問点

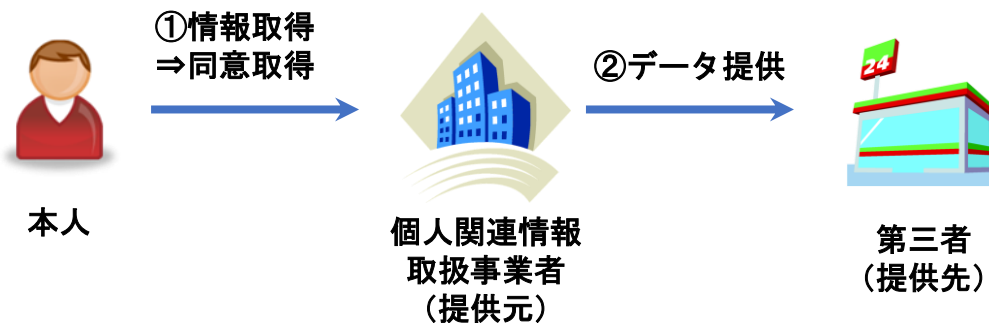
★データ提供する対象について、個人関連情報取扱事業者と第三者との間における契約において、第三者による個人データとの紐づけが制限されている場合

⇒積極的に利用できない場合にあたるのではないかと。

なお、一問一答（令和2年改正個人情報保護法）Q55では、提供元と提供先で「個人データとして取り扱わない」旨の約束がある場合でも、「提供先である第三者が不特定多数の顧客情報を保有している大規模通販事業者である場合等は、一般人の認識を基準とした場合に、提供した個人関連情報が顧客情報と照合されて個人データとして取得される蓋然性が高い場合も考えられます。」「この場合は、個人関連情報の第三者提供に係る契約を締結する際に、当該個人関連情報と容易に照合することができる顧客情報等を当該第三者が保有していないことを確認しておくのが望ましい。」とされている。

⇒上記約束があれば、提供元の個人関連情報に関する確認義務は免除されるべきではないかと。なお、第三者（提供先）が約束に違反した場合、提供先の不正取得（個人情報保護法17条1項）又は不適正な利用の禁止（個人情報保護法16条の2）となる。

個人関連情報に関する疑問点5



疑問点

★実質的に符号のみである場合で、付随する情報の存否も不明である場合（例 紐づけされる情報（例ID）以外の情報（存否を含む）が、高度に暗号化されており、積極的に利用できない場合）

⇒積極的に利用できない場合にあたるのではないか。

★個人情報保護法23条5項各号に該当する場合（例 委託）は除外されていないが、「第三者」に含まれるのか。なお、提供先で、個人データに紐づけをしてよいかという問題は別途ある。

⇒「第三者」に含まれるとすると、個人関連情報について個人データの委託と同様の提供をする場合でも、本人同意の確認が必要となるのではないか？（個人データより、規制が厳しくなる。）

その他「公表事項の充実」について

改正法に関連する政令・規則等の整備に向けた論点について（公表事項の充実）

令和2年10月14日（個人情報保護委員会ホームページ）

4. 保有個人データの処理の方法の公表について

○本人から得た情報から、行動、関心等の情報を分析する場合の利用目的の例

- ・ 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣向等に応じた広告を配信するケース
- 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣向に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
× 広告配信のために利用いたします。
- ・ 履歴書や面接で得た情報のみならず、（本人が分析されることを想定していない）行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケース
- 履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします。
× 取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします。
- ・ 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア（自体を提供することを本人に通知等することなく）を第三者へ提供するケース
- 取得した行動履歴等の情報を分析し、結果をスコア化した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。
× 取得した情報を第三者へ提供いたします。

★個人情報、プライバシー保護の観点から有益。もっとも、現実には、シンプルな記載をしている企業も多く見受けられ、利用目的の変更となる場合には改めて本人から同意を取得しなければならないなど、実務への影響は非常に大きい。